

市第27号議案

横浜市心身障害者の医療費の援助に関する条例の一部改正

横浜市心身障害者の医療費の援助に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年9月10日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市心身障害者の医療費の援助に関する条例の一部を改正する条例

横浜市心身障害者の医療費の援助に関する条例（昭和46年12月横浜市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（所得の状況の調査等）

第8条 市長は、この条例による援助に要する費用について神奈川県から補助金の交付を受けるため必要があると認めるときは、対象者の所得（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。））についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得に限る。以下同じ。）の状況につき、当該対象者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは当該職員に質問させ、又はその必要の限度において、対象者の所得に関する情報を横浜市個人情報保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）第7条第2項に規定する利用目

的以外の目的のために利用することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

心身障害者の医療費の援助に要する費用に係る神奈川県への補助金の交付申請に際し対象者の所得の状況の調査等をする必要があるため、横浜市心身障害者の医療費の援助に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市心身障害者の医療費の援助に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（所得の状況の調査等）

第 8 条 市長は、この条例による援助に要する費用について神奈川県から補助金の交付を受けるため必要があると認めるときは、対象者の所得（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 5 条第 2 項第 1 号に掲げる市町村民税（特別区が同法第 1 条第 2 項の規定によって課する同法第 5 条第 2 項第 1 号に掲げる税を含む。以下同じ。））についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得に限る。以下同じ。）の状況につき、当該対象者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは当該職員に質問させ、又はその必要の限度において、対象者の所得に関する情報を横浜市個人情報保護に関する条例（平成 17 年 2 月横浜市条例第 6 号）第 7 条第 2 項に規定する利用目的以外の目的のために利用することができる。

（委任）

第 9 条 （本文省略）
第 8 条